

資料

2025年2月17日開催自主規制モニター会議資料 (上場会社等監査人登録制度の運営状況) の訂正

自主規制モニター会議



【訂正とお詫び】

2025年2月17日に開催いたしました自主規制モニター会議の会議資料におきまして、一部誤りがございましたので、該当箇所の訂正をお示しさせていただくとともにとお詫び申し上げます。この訂正は、公認会計士共同事務所を、構成員を単位として個人（自然人）で換算していたものを、公認会計士共同事務所を単位として換算し直したことを理由とするものです。

（該当資料）

【資料2】上場会社等監査人登録制度の運営状況

（訂正箇所）

- 新旧制度における登録事務所数の比較（P.2）
- （参考）上場会社等の監査を行う監査事務所数の推移（P.9）

訂正箇所は、以下スライドにおいて黄色のハイライトを付しております。

訂正前：新旧制度における登録事務所数の比較

旧制度（上場会社監査事務所登録制度）における登録の状況

（2023年3月末時点）

登録の種類	合計
上場会社監査事務所名簿	
監査法人	125
公認会計士	11
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）	
監査法人	8
公認会計士	
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）	
監査法人	1
公認会計士	5
合計	150

青破線の監査事務所は、みなし登録上場会社等監査人の資格を有している監査事務所（旧制度のレビュー実施済準登録事務所は、みなし登録上場会社等監査人の資格がない）

現行制度（上場会社等監査人登録制度）における登録の状況

（2025年1月末時点）

監査事務所の区分	合計
監査法人	123
うち新規申請者	5
公認会計士	0
うち新規申請者	0
合計	123

- 現行制度開始時点で、旧制度で登録を受けていた監査事務所は150件であったが、現行制度での登録件数は118件（新規登録者を除く。）であり、**32件減少（21%）**している。
- “より高い規律付け”により、監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が適用対象となることなどを背景として、**公認会計士による登録は現時点で存在しない。**

訂正後：新旧制度における登録事務所数の比較

旧制度（上場会社監査事務所登録制度）における登録の状況

（2023年3月末時点）

登録の種別		合計
上場会社監査事務所名簿		
監査法人		125
公認会計士共同事務所		1
公認会計士		7
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）		
監査法人		8
公認会計士共同事務所		0
公認会計士		0
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）		
監査法人		1
公認会計士共同事務所		1
公認会計士		1
合計		144

青破線の監査事務所は、みなし登録上場会社等監査人の資格を有している監査事務所（旧制度のレビュー実施済準登録事務所は、みなし登録上場会社等監査人の資格がない）

旧制度では公認会計士共同事務所を単位としての登録が認められていたが、現行制度では認められていない。

現行制度（上場会社等監査人登録制度）における登録の状況

（2025年1月末時点）

監査事務所の区分		合計
監査法人		123
	うち新規申請者	5
公認会計士		0
	うち新規申請者	0
合計		123

- 現行制度開始時点で、旧制度で登録を受けていた監査事務所は144件であったが、現行制度での登録件数は118件（新規登録者を除く。）であり、**26件減少（15%）**している。
- “より高い規律付け”により、監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が適用対象となることなどを背景として、**公認会計士による登録は現時点で存在しない。**

訂正前：（参考）上場会社等の監査を行う監査事務所数の推移

- 旧制度（2023年3月末までの制度）で、**上場会社監査事務所名簿**又は**準登録事務所名簿（レビュー実施前監査事務所）**に該当していた監査事務所は、2023年4月14日までの期限内に、法令上の経過措置の適用を受けるための届出書を提出していれば、みなし登録上場会社等監査人の資格を得ることができた。
- 結果として、届出書の提出要件を満たしていない**準登録事務所名簿（レビュー実施済監査事務所）**のほか、2023年3月期の監査契約をもって会計監査人を退任し、その後、新制度での登録を受けて上場会社の監査を行う意向が無い監査事務所など、**経過措置の適用を受けるための届出書を提出しなかった上場会社監査事務所**が減少することとなった。（届出書の提出件数 139事務所）
- 2023年6月の「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の制定・公表後、当協会は、みなし登録上場会社等監査人のうち、新制度（現行制度）において登録を希望する監査事務所に対し、品質管理体制の整備状況の自己評価を求める調査票の送付を実施し、回答を求めたが、4月15日から上記の回答を求めるまでの間に、新制度（現行制度）における登録を行わないこととした監査事務所が新たに出現することとなり、**最終的なみなし登録上場会社等監査人（新制度において登録を受け、上場会社等の監査を継続する意向がある監査事務所）の数は、133事務所となった。**
- 以降、当協会は、当該133事務所を主な対象者として、指導・支援を続けている。

2023年3月末時点の登録事務所の区分		合計
上場会社監査事務所名簿		
監査法人		125
公認会計士		11
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）		
監査法人		8
公認会計士		
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）		
監査法人		1
公認会計士		5
合計		150

（スライド 2の左表と同内容）



届出書の提出者の区分		合計
上場会社監査事務所名簿		
監査法人		124 (1)
公認会計士		8 (3)
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）		
監査法人		7 (1)
公認会計士		
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）		
監査法人		0 (1)
公認会計士		0 (5)
合計		139 (11)

訂正後：（参考）上場会社等の監査を行う監査事務所数の推移

- 旧制度（2023年3月末までの制度）で、**上場会社監査事務所名簿**又は**準登録事務所名簿（レビュー実施前監査事務所）**に該当していた監査事務所は、2023年4月14日までの期限内に、法令上の経過措置の適用を受けるための届出書を提出していれば、みなし登録上場会社等監査人の資格を得ることができた。
- 結果として、届出書の提出要件を満たしていない**準登録事務所名簿（レビュー実施済監査事務所）**のほか、2023年3月期の監査契約をもって会計監査人を退任し、その後、新制度での登録を受けて上場会社の監査を行う意向が無い監査事務所など、**経過措置の適用を受けるための届出書を提出しなかった上場会社監査事務所**が減少することとなった。（届出書の提出件数 **136**事務所）
- 2023年6月の「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の制定・公表後、当協会は、みなし登録上場会社等監査人のうち、新制度（現行制度）において登録を希望する監査事務所に対し、品質管理体制の整備状況の自己評価を求める調査票の送付を実施し、回答を求めたが、4月15日から上記の回答を求めるまでの間に、新制度（現行制度）における登録を行わないこととした監査事務所が新たに出現することとなり、**最終的なみなし登録上場会社等監査人（新制度において登録を受け、上場会社等の監査を継続する意向がある監査事務所）の数は、133事務所となった。**
- 以降、当協会は、当該133事務所を主な対象者として、指導・支援を続けている。

登録の種類	合計
上場会社監査事務所名簿	
監査法人	125
公認会計士共同事務所	1
公認会計士	7
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）	
監査法人	8
公認会計士共同事務所	0
公認会計士	0
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）	
監査法人	1
公認会計士共同事務所	1
公認会計士	1
合計	144



届出書の提出者の区分	合計
上場会社監査事務所名簿	
監査法人	124 (1)
公認会計士共同事務所	1
公認会計士	4 (3)
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）	
監査法人	7 (1)
公認会計士共同事務所	0
公認会計士	0
準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）	
監査法人	0 (1)
公認会計士共同事務所	0 (1)
公認会計士	0 (1)
合計	136 (8)

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会